

# 新旧対照表

現 行	修正案
<p data-bbox="322 443 927 483">避難勧告等の判断・伝達マニュアル</p>	<p data-bbox="1361 443 1966 483">避難勧告等の判断・伝達マニュアル</p> <p data-bbox="1599 533 1724 572">(修正案)</p>

# 土砂災害編

現 行			修 正 案			説 明
5 避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動			5 避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動			
区 分	用語の意味 (根拠条項)	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動	区 分	用語の意味 (根拠条項)	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動	
避難準備 情報	市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを準備してもらうために発表する情報。 (災害対策基本法第 56 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(災害時) 要配慮者は、立ち退き避難する。</li> <li>・立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい(避難準備情報の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める。)</li> <li>・避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。</li> </ul>	避難準備 ・ 高齢者等 避難開始	市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを準備してもらうために発表する情報。 (災害対策基本法第 56 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(災害時) 要配慮者は、立ち退き避難する。</li> <li>・立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい(避難準備・高齢者等避難開始の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める。)</li> <li>・避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。</li> </ul>	国の避難勧告等のガイドラインに基づく避難情報の名称変更

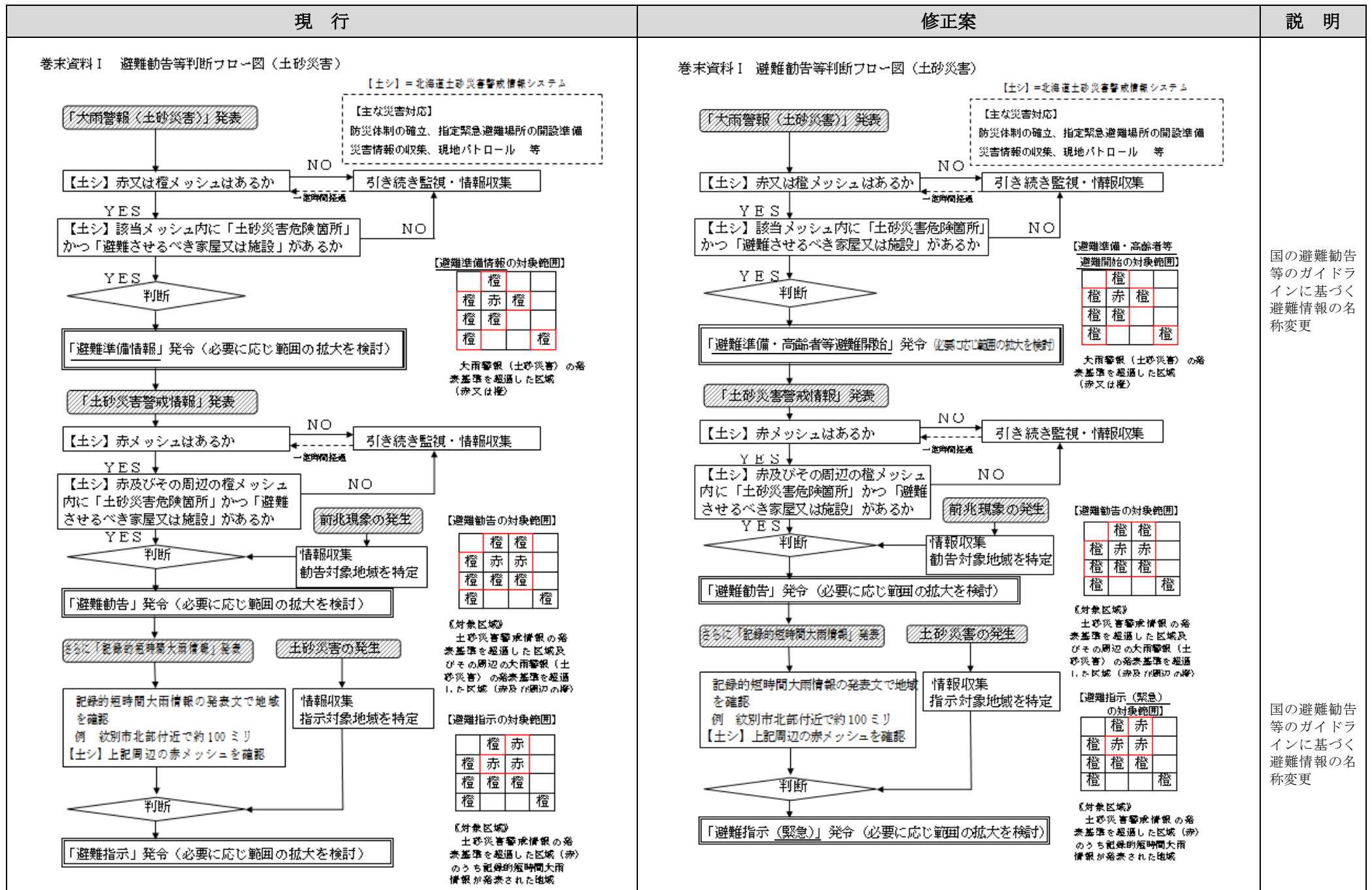
現 行			修正案			説 明
区 分	用語の意味 (根拠条項)	立ち退き避難が必要な住民等 に求める行動	区 分	用語の意味 (根拠条項)	立ち退き避難が必要な住民等 に求める行動	
避難勧告	市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告すること。 (災害対策基本法第 60 条)	・土砂災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する。 (指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である。) ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」 (近隣のより安全な場所、より安全な建物等) への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」(屋内でもより安全な場所へ移動) をとる。	避難勧告	市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告すること。 (災害対策基本法第 60 条)	・土砂災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する。 (指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である。) ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」 (近隣のより安全な場所、より安全な建物等) への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」(屋内でもより安全な場所へ移動) をとる。	国の避難勧告等のガイドラインに基づく避難情報の名称変更
避難指示	市町村長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示すること。 ただし、立ち退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示すること。 (災害対策基本法第 60 条)	・避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」をとる。	避難指示 (緊急)	市町村長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示すること。 ただし、立ち退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示すること。 (災害対策基本法第 60 条)	・避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」をとる。	

現 行			修正案			説 明
<p><b>6 避難勧告等の発令の判断基準</b></p> <p>避難勧告等の発令の判断基準は次のとおりとする。</p> <p>ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難勧告等を発令するものとする。</p> <p>(避難勧告等の発令判断基準)</p>			<p><b>6 避難勧告等の発令の判断基準</b></p> <p>避難勧告等の発令の判断基準は次のとおりとする。</p> <p>ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難勧告等を発令するものとする。</p> <p>(避難勧告等の発令判断基準)</p>			
区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域 (土砂災害危険箇所内の住家等を基本とする。)	区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域 (土砂災害危険箇所内の住家等を基本とする。)	
避難準備情報	1 大雨警報（土砂災害）が発表された場合	北海道土砂災害警戒システムの判定メッシュ情報（以下「メッシュ情報」という。）で大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（赤又は橙）	避難準備・高齢者等避難開始	1 大雨警報（土砂災害）が発表された場合	北海道土砂災害警戒システムの判定メッシュ情報（以下「メッシュ情報」という。）で大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（赤又は橙）	
	2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合	メッシュ情報で大雨注意報の発表基準を超過した区域（赤、橙及び黄）		2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合	メッシュ情報で大雨注意報の発表基準を超過した区域（赤、橙及び黄）	
避難勧告	1 土砂災害警戒情報が発表された場合	メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域及びその周辺の大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（赤及びその周辺の橙）	避難勧告	1 土砂災害警戒情報が発表された場合	メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域及びその周辺の大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（赤及びその周辺の橙）	
	2 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）		2 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）	
避難指示	1 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合	メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域（赤）のうち、記録的短時間大雨情報が発表された地域（発表文で確認。例：〇〇町北部付近）及びその周辺の地域	避難指示（緊急）	1 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合	メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域（赤）のうち、記録的短時間大雨情報が発表された地域（発表文で確認。例：〇〇町北部付近）及びその周辺の地域	
	2 土砂災害が発生した場合	当該土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）		2 土砂災害が発生した場合	当該土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）	
						<p>国の避難勧告等のガイドラインに基づく避難情報の名称変更</p> <p>国の避難勧告等のガイドラインに基づく避難情報の名称変更</p>

現 行	修正案	説 明
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換する。</li> <li>・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、気象台が発表する情報に留意するとともに、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。</li> <li>・ 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過していない場合も総合的に判断を行う。</li> <li>・ 立ち退き避難が困難となる夜間において、孤立や避難が困難になると見込まれる地域等に対して、避難勧告等を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に<u>避難準備情報</u>を発令する。（具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）が夜間にかけて継続する場合、または大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換する。</li> <li>・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、気象台が発表する情報に留意するとともに、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。</li> <li>・ 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過していない場合も総合的に判断を行う。</li> <li>・ 立ち退き避難が困難となる夜間において、孤立や避難が困難になると見込まれる地域等に対して、避難勧告等を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令する。（具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）が夜間にかけて継続する場合、または大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合）</li> </ul>	<p>国の避難勧告等のガイドラインに基づく避難情報の名称変更</p>

現 行	修正案	説 明
<p>10 避難勧告等の伝達文</p> <p>(1) 避難準備情報の伝達文の例</p> <div data-bbox="114 280 1012 584" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■こちらは、紋別市（災害対策本部）です。</p> <p>■〇時〇分に紋別市に大雨警報（土砂災害）が発表されました。土砂災害の危険性が高くなることが予想されるため、〇時〇分に〇〇町〇〇丁目に土砂災害に関する避難準備情報を発令しました。</p> <p>■当該地域にお住まいの方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、直ちに〇〇（指定緊急避難場所名）に避難してください。</p> <p>■高齢の方、障がいのある方、小さい子供をお連れの方など避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。</p> </div> <p>(2) 避難勧告の伝達文の例</p> <div data-bbox="114 660 1012 999" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■こちらは、紋別市（災害対策本部）です。</p> <p>■〇時〇分に紋別市に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇分に〇〇町〇〇丁目に土砂災害に関する避難勧告を発令しました。</p> <p>■〇〇町にお住まいの方は、直ちに〇〇（指定緊急避難場所名）へ避難してください。</p> <p>■急斜面の付近や河川沿いにいる方は、急斜面や河川等から離れたなるべく頑強な建物等へ避難してください。</p> <p>■〇〇道路は雨量規制のため通行できませんのでご注意ください。</p> </div> <p>【緊急速報メールの文例（避難勧告・北海道防災情報システムを使用した場合）】</p> <div data-bbox="114 1075 1012 1378" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>紋別市：避難勧告</p> <p>00/00 00：00</p> <p>対象地域：〇〇町〇〇丁目</p> <p>指定緊急避難場所：〇〇小学校、〇〇会館</p> <p>理由：土砂災害発生のおそれ</p> <p>備考：当該地域の急傾斜地、崖地、沢地などに滞在中の方は、速やかに避難してください。</p> <p>詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。</p> </div>	<p>10 避難勧告等の伝達文</p> <p>(1) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例</p> <div data-bbox="1077 280 1975 584" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■こちらは、紋別市（災害対策本部）です。</p> <p>■〇時〇分に紋別市に大雨警報（土砂災害）が発表されました。土砂災害の危険性が高くなることが予想されるため、〇時〇分に〇〇町〇〇丁目に土砂災害に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。</p> <p>■当該地域にお住まいの方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、直ちに〇〇（指定緊急避難場所名）に避難してください。</p> <p>■高齢の方、障がいのある方、小さい子供をお連れの方など避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。</p> </div> <p>(2) 避難勧告の伝達文の例</p> <div data-bbox="1077 660 1975 999" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■こちらは、紋別市（災害対策本部）です。</p> <p>■〇時〇分に紋別市に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇分に〇〇町〇〇丁目に土砂災害に関する避難勧告を発令しました。</p> <p>■〇〇町にお住まいの方は、直ちに〇〇（指定緊急避難場所名）へ避難してください。</p> <p>■急斜面の付近や河川沿いにいる方は、急斜面や河川等から離れたなるべく頑強な建物等へ避難してください。</p> <p>■〇〇道路は雨量規制のため通行できませんのでご注意ください。</p> </div> <p>【緊急速報メールの文例（避難勧告・北海道防災情報システムを使用した場合）】</p> <div data-bbox="1077 1075 1975 1378" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>紋別市：避難勧告</p> <p>00/00 00：00</p> <p>対象地域：〇〇町〇〇丁目</p> <p>指定緊急避難場所：〇〇小学校、〇〇会館</p> <p>理由：土砂災害発生のおそれ</p> <p>備考：当該地域の急傾斜地、崖地、沢地などに滞在中の方は、速やかに避難してください。</p> <p>詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。</p> </div>	<p>国の避難勧告等のガイドラインに基づく避難情報の名称変更</p>

現 行	修正案	説 明
<p>(3) 避難指示の伝達文の例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■こちらは、紋別市（災害対策本部）です。</p> <p>■〇〇町〇丁目付近で土砂災害の発生（または、前兆現象）が確認されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇分に〇〇町〇〇丁目に土砂災害に関する避難指示を発令しました。</p> <p>■未だ避難していない方は、最寄りの頑強な建物等へ直ちに避難してください。外が危険な場合は、屋内の谷側の高いところに避難してください。</p> </div> <p>〈留意事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定緊急避難場所へ避難する際は、他の土砂災害危険箇所内の通過は避けること。土石流に関しては溪流に直角方向に移動し、できるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避ける。</li> <li>指定緊急避難場所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がける。</li> </ul>	<p>(3) 避難指示 <u>（緊急）</u> の伝達文の例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■こちらは、紋別市（災害対策本部）です。</p> <p>■〇〇町〇丁目付近で土砂災害の発生（または、前兆現象）が確認されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇分に〇〇町〇〇丁目に土砂災害に関する避難指示を発令しました。</p> <p>■未だ避難していない方は、最寄りの頑強な建物等へ直ちに避難してください。外が危険な場合は、屋内の谷側の高いところに避難してください。</p> </div> <p>〈留意事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定緊急避難場所へ避難する際は、他の土砂災害危険箇所内の通過は避けること。土石流に関しては溪流に直角方向に移動し、できるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避ける。</li> <li>指定緊急避難場所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がける。</li> </ul>	<p>国の避難勧告等のガイドラインに基づく避難情報の名称変更</p>





# 津波災害編

現 行	修 正 案	説 明
目 次	目 次	
1 避難指示の対象とする津波災害 . . . . . 1	1 避難指示 <u>(緊急)</u> の対象とする津波災害 . . . . . 1	国の避難勧告等のガイドラインに基づく避難情報の名称変更
2 避難指示の対象とする津波災害の危険性がある区域 . . . . . 1	2 避難指示 <u>(緊急)</u> の対象とする津波災害の危険性がある区域 . . . . . 1	
3 避難指示の対象となる人 . . . . . 1	3 避難指示 <u>(緊急)</u> の対象となる人 . . . . . 1	
4 避難指示を判断する情報 . . . . . 2	4 避難指示 <u>(緊急)</u> を判断する情報 . . . . . 2	
5 避難指示により住民に求める行動 . . . . . 2	5 避難指示 <u>(緊急)</u> により住民に求める行動 . . . . . 2	
6 避難指示の発令の判断基準 . . . . . 3	6 避難指示 <u>(緊急)</u> の発令の判断基準 . . . . . 3	
7 避難指示の解除 . . . . . 3	7 避難指示 <u>(緊急)</u> の解除 . . . . . 3	
8 助言を求めることのできる機関 . . . . . 4	8 助言を求めることのできる機関 . . . . . 4	
9 避難指示の伝達方法 . . . . . 4	9 避難指示 <u>(緊急)</u> の伝達方法 . . . . . 4	
10 避難指示の伝達文 . . . . . 5	10 避難指示 <u>(緊急)</u> の伝達文 . . . . . 5	

現 行	修正案	説 明
<p><b>1 避難指示の対象とする津波災害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大津波警報、津波警報、津波注意報のいずれかが発表された場合</li> <li>・津波警報等を適時に受けることができない状況において、沿岸地域において強い揺れ（震度4程度以上）又は1分程度以上ゆっくりとした揺れを感じた場合</li> </ul> <p><b>2 避難指示の対象とする津波災害の危険性がある区域</b></p> <p>対象区域は、「紋別市津波ハザードマップ」及び紋別市地域防災計画付属資料5—2「津波災害に関する避難先」のとおり</p> <p>(1) 大津波警報の発表時 最大クラスの津波により浸水が想定される区域 ただし、津波の浸水範囲は浸水想定精度に限界があることから、上記の区域内より内陸側であっても、立ち退き避難を考慮する。</p> <p>(2) 津波警報の発表時 <u>海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低い</u>ため、高さ3mの津波によって浸水が想定される区域（津波の遡上が予想される河川沿いも含む。） <u>ただし、津波の高さは、予想される高さ3mより局所的に高くなる場合も想定されることや潮位の変化も考慮し、避難対象区域は広めに設定する。</u></p> <p>(3) 津波注意報の発表時 海岸堤防等より海側の区域 ただし、海岸堤防等が無い地域で地盤の低い区域では、高さ1mの津波による浸水も想定されることから、立ち退き避難の対象とする。</p> <p>※ 津波の高さ：津波がない場合の潮位（平常潮位）から、津波によって海面が上昇した高さの差</p> <p><b>3 避難指示の対象となる人</b></p> <p>避難指示の対象となるのは、「2 避難指示の対象とする津波災害の危険性がある区域」内に居住又は滞在する人とする。</p>	<p><b>1 避難指示（緊急）の対象とする津波災害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大津波警報、津波警報、津波注意報のいずれかが発表された場合</li> <li>・津波警報等を適時に受けることができない状況において、沿岸地域において強い揺れ（震度4程度以上）又は1分程度以上ゆっくりとした揺れを感じた場合</li> </ul> <p><b>2 避難指示（緊急）の対象とする津波災害の危険性がある区域</b></p> <p>対象区域は、「紋別市津波ハザードマップ」及び紋別市地域防災計画付属資料5—2「津波災害に関する避難先」のとおり</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報の発表時 最大クラスの津波により浸水が想定される区域 ただし、津波の浸水範囲は浸水想定精度に限界があることから、上記の区域内より内陸側であっても、立ち退き避難を考慮する。</p> <p>(2) 津波注意報の発表時 海岸堤防等より海側の区域 ただし、海岸堤防等が無い地域で地盤の低い区域では、高さ1mの津波による浸水も想定されることから、立ち退き避難の対象とする。</p> <p>※ 津波の高さ：津波がない場合の潮位（平常潮位）から、津波によって海面が上昇した高さの差</p> <p><b>3 避難指示（緊急）の対象となる人</b></p> <p>避難指示（緊急）の対象となるのは、「2 避難指示（緊急）の対象とする津波災害の危険性がある区域」内に居住又は滞在する人とする。</p>	<p>国の避難勧告等のガイドラインに基づく避難情報の名称変更</p> <p>国の避難勧告等のガイドラインに基づく避難情報の名称変更</p> <p>市の実態に合わせた修正</p> <p>(2) 削除</p> <p>項目番号変更</p> <p>国の避難勧告等のガイドラインに基づく避難情報の名称変更</p>

現 行				修正案				説 明																																											
<b>4 避難指示を判断する情報</b> 津波警報等については、気象庁から地震発生後、3分程度を目処に発表される。				<b>4 避難指示（緊急）を判断する情報</b> 津波警報等については、気象庁から地震発生後、3分程度を目処に発表される。					国の避難勧告等のガイドラインに基づく避難情報の名称変更																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">予想される津波の高さの区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> </tr> <tr> <th>数値</th> <th>定性的表現</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td>10m～</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> </tr> <tr> <td>5m～10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m～5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>1m～3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>20cm～1m</td> <td>1m</td> <td>(表記しない)</td> </tr> </tbody> </table>			予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ		数値	定性的表現	大津波警報		10m～	10m超	巨大	5m～10m	10m	3m～5m	5m	津波警報	1m～3m	3m	高い	津波注意報	20cm～1m	1m	(表記しない)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">予想される津波の高さの区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> </tr> <tr> <th>数値</th> <th>定性的表現</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td>10m～</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> </tr> <tr> <td>5m～10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m～5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>1m～3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>20cm～1m</td> <td>1m</td> <td>(表記しない)</td> </tr> </tbody> </table>			予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ		数値	定性的表現	大津波警報	10m～	10m超	巨大	5m～10m	10m	3m～5m	5m	津波警報	1m～3m	3m	高い	津波注意報	20cm～1m	1m	(表記しない)	<p>※ マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、正確な地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表される。その後、正確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示される。</p>		<p>※ マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、正確な地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表される。その後、正確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示される。</p>
	予想される津波の高さの区分			発表される津波の高さ																																															
		数値	定性的表現																																																
大津波警報	10m～	10m超	巨大																																																
	5m～10m	10m																																																	
	3m～5m	5m																																																	
津波警報	1m～3m	3m	高い																																																
津波注意報	20cm～1m	1m	(表記しない)																																																
	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ																																																	
		数値	定性的表現																																																
大津波警報	10m～	10m超	巨大																																																
	5m～10m	10m																																																	
	3m～5m	5m																																																	
津波警報	1m～3m	3m	高い																																																
津波注意報	20cm～1m	1m	(表記しない)																																																
<b>5 避難指示により住民に求める行動</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>立ち退き避難が必要な住民等に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難指示</td> <td>・津波災害から、立ち退き避難する。</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動	避難指示	・津波災害から、立ち退き避難する。	<b>5 避難指示（緊急）により住民に求める行動</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>立ち退き避難が必要な住民等に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難指示 <u>（緊急）</u></td> <td>・津波災害から、立ち退き避難する。</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動	避難指示 <u>（緊急）</u>	・津波災害から、立ち退き避難する。	国の避難勧告等のガイドラインに基づく避難情報の名称変更																																			
区 分	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動																																																		
避難指示	・津波災害から、立ち退き避難する。																																																		
区 分	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動																																																		
避難指示 <u>（緊急）</u>	・津波災害から、立ち退き避難する。																																																		
<p>※ 津波災害は、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「<u>避難準備情報</u>」「<u>避難勧告</u>」は発令せず、基本的には「<u>避難指示</u>」のみを発令する。</p>				<p>※ 津波災害は、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」「<u>避難勧告</u>」は発令せず、基本的には「<u>避難指示（緊急）</u>」のみを発令する。</p>																																															

現 行		修正案		説 明																			
<p><b>6 避難指示の発令の判断基準</b></p> <p>避難指示の発令の判断基準は次のとおりとする。</p> <p>ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案し、避難指示を発令する。</p> <p>〈避難指示の発令判断基準〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)</th> <th>避難対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">避 難 指 示</td> <td>1 大津波警報が発表された場合</td> <td>最大クラスの津波により浸水が想定される区域</td> </tr> <tr> <td>2 津波警報が発表された場合</td> <td>海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低い ため、高さ3mの津波によって浸水が 想定される区域</td> </tr> <tr> <td>3 津波注意報が発表された場合</td> <td>海岸堤防等より海側の区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 津波の高さは、地形等の影響により予想される高さより局所的に高くなる場合も想定されることから、想定を超える範囲で浸水が拡大する可能性があることを考慮する。</p> <p>※ 遠地地震の場合の避難勧告等については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、<u>避難準備情報</u>、<u>避難勧告</u>の発令を検討する。</p> <p><b>7 避難指示の解除</b></p> <p>避難指示の解除は、当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された段階を基本とする。</p> <p>ただし、浸水被害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本とする。</p>		区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難対象区域	避 難 指 示	1 大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域	2 津波警報が発表された場合	海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低い ため、高さ3mの津波によって浸水が 想定される区域	3 津波注意報が発表された場合	海岸堤防等より海側の区域	<p><b>6 避難指示(緊急)の発令の判断基準</b></p> <p>避難指示(緊急)の発令の判断基準は次のとおりとする。</p> <p>ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案し、避難指示(緊急)を発令する。</p> <p>〈避難指示(緊急)の発令判断基準〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)</th> <th>避難対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(避 難 指 示 急 急)</td> <td>1 大津波警報が発表された場合</td> <td rowspan="2">最大クラスの津波により浸水が想定される区域</td> </tr> <tr> <td>2 津波警報が発表された場合</td> </tr> <tr> <td>3 津波注意報が発表された場合</td> <td>海岸堤防等より海側の区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 津波の高さは、地形等の影響により予想される高さより局所的に高くなる場合も想定されることから、想定を超える範囲で浸水が拡大する可能性があることを考慮する。</p> <p>※ 遠地地震の場合の避難勧告等については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、<u>避難勧告</u>の発令を検討する。</p> <p><b>7 避難指示(緊急)の解除</b></p> <p>避難指示(緊急)の解除は、当該地域が避難指示(緊急)発令の基準としている大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された段階を基本とする。</p> <p>ただし、浸水被害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本とする。</p>		区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難対象区域	(避 難 指 示 急 急)	1 大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域	2 津波警報が発表された場合	3 津波注意報が発表された場合	海岸堤防等より海側の区域	<p>国の避難勧告等のガイドラインに基づく避難情報の名称変更</p> <p>市の実態に合わせた修正</p> <p>国の避難勧告等のガイドラインに基づく避難情報の名称変更</p> <p>国の避難勧告等のガイドラインに基づく避難情報の名称変更</p>
区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難対象区域																					
避 難 指 示	1 大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域																					
	2 津波警報が発表された場合	海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低い ため、高さ3mの津波によって浸水が 想定される区域																					
	3 津波注意報が発表された場合	海岸堤防等より海側の区域																					
区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難対象区域																					
(避 難 指 示 急 急)	1 大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域																					
	2 津波警報が発表された場合																						
	3 津波注意報が発表された場合	海岸堤防等より海側の区域																					

現 行			修正案			説 明																																																									
<b>9 避難指示の伝達方法</b> 避難指示の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。 なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。			<b>9 避難指示（緊急）の伝達方法</b> 避難指示（緊急）の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。 なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。			国の避難勧告等のガイドラインに基づく避難情報の名称変更  平成29年4月開始に伴う追記																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当部署</th> <th>伝達手段</th> <th>伝達先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">総務部庶務課</td> <td rowspan="3">北海道防災情報システムへの入力（アラート経由でマスメディアへ情報提供）</td> <td>TV放送</td> <td>視聴者</td> </tr> <tr> <td>ラジオ放送</td> <td>聴取者</td> </tr> <tr> <td>緊急速報メール</td> <td>市内に滞在する携帯電話保持者</td> </tr> <tr> <td>ホームページ</td> <td>PCユーザー等</td> </tr> <tr> <td>緊急速報メール</td> <td>対象エリアの住民等</td> </tr> <tr> <td>登録制メール（メール@もんべつ）</td> <td>登録者</td> </tr> <tr> <td>広報車</td> <td>住民等（巡回ルート）</td> </tr> <tr> <td>電話又はFAX</td> <td>対象地区の自主防災組織又は町内会 オホーツク総合振興局 網走開発建設部 網走地方気象台 紋別警察署</td> </tr> <tr> <td>紋別地区消防組合 消防署</td> <td>消防車 電話又はFAX</td> <td>住民等（巡回ルート） 消防団（個別伝達）</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>電話又はFAX</td> <td>要配慮者施設</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>電話又はFAX</td> <td>学校等</td> </tr> </tbody> </table>	担当部署	伝達手段	伝達先	総務部庶務課	北海道防災情報システムへの入力（アラート経由でマスメディアへ情報提供）		TV放送	視聴者	ラジオ放送	聴取者	緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話保持者	ホームページ	PCユーザー等	緊急速報メール	対象エリアの住民等	登録制メール（メール@もんべつ）	登録者	広報車	住民等（巡回ルート）	電話又はFAX	対象地区の自主防災組織又は町内会 オホーツク総合振興局 網走開発建設部 網走地方気象台 紋別警察署	紋別地区消防組合 消防署	消防車 電話又はFAX	住民等（巡回ルート） 消防団（個別伝達）	保健福祉部	電話又はFAX	要配慮者施設	教育委員会	電話又はFAX	学校等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当部署</th> <th>伝達手段</th> <th>伝達先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">総務部庶務課</td> <td rowspan="3">北海道防災情報システムへの入力（アラート経由でマスメディアへ情報提供）</td> <td>TV放送</td> <td>視聴者</td> </tr> <tr> <td>ラジオ放送</td> <td>聴取者</td> </tr> <tr> <td>緊急速報メール</td> <td>市内に滞在する携帯電話保持者</td> </tr> <tr> <td>ホームページ</td> <td>PCユーザー等</td> </tr> <tr> <td>緊急速報メール</td> <td>対象エリアの住民等</td> </tr> <tr> <td>登録制メール（メール@もんべつ）</td> <td>登録者</td> </tr> <tr> <td>広報車</td> <td>住民等（巡回ルート）</td> </tr> <tr> <td>電話又はFAX</td> <td>対象地区の自主防災組織又は町内会 オホーツク総合振興局 網走開発建設部 網走地方気象台 紋別警察署</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">紋別地区消防組合 消防署</td> <td>消防サイレン吹鳴 （大津波警報、津波警報発表時に吹鳴）</td> <td>市役所庁舎、消防団庁舎（元紋別、渚滑、沼の上、小向） ※消防団庁舎（上渚滑）は必要に応じて吹鳴</td> </tr> <tr> <td>消防車 電話又はFAX</td> <td>住民等（巡回ルート） 消防団（個別伝達）</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>電話又はFAX</td> <td>要配慮者施設</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>電話又はFAX</td> <td>学校等</td> </tr> </tbody> </table>	担当部署	伝達手段	伝達先	総務部庶務課	北海道防災情報システムへの入力（アラート経由でマスメディアへ情報提供）	TV放送	視聴者	ラジオ放送	聴取者	緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話保持者	ホームページ	PCユーザー等	緊急速報メール	対象エリアの住民等	登録制メール（メール@もんべつ）	登録者	広報車	住民等（巡回ルート）	電話又はFAX	対象地区の自主防災組織又は町内会 オホーツク総合振興局 網走開発建設部 網走地方気象台 紋別警察署	紋別地区消防組合 消防署	消防サイレン吹鳴 （大津波警報、津波警報発表時に吹鳴）	市役所庁舎、消防団庁舎（元紋別、渚滑、沼の上、小向） ※消防団庁舎（上渚滑）は必要に応じて吹鳴	消防車 電話又はFAX	住民等（巡回ルート） 消防団（個別伝達）	保健福祉部	電話又はFAX	要配慮者施設	教育委員会	電話又はFAX
担当部署	伝達手段	伝達先																																																													
総務部庶務課	北海道防災情報システムへの入力（アラート経由でマスメディアへ情報提供）	TV放送	視聴者																																																												
		ラジオ放送	聴取者																																																												
		緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話保持者																																																												
	ホームページ	PCユーザー等																																																													
	緊急速報メール	対象エリアの住民等																																																													
	登録制メール（メール@もんべつ）	登録者																																																													
	広報車	住民等（巡回ルート）																																																													
	電話又はFAX	対象地区の自主防災組織又は町内会 オホーツク総合振興局 網走開発建設部 網走地方気象台 紋別警察署																																																													
紋別地区消防組合 消防署	消防車 電話又はFAX	住民等（巡回ルート） 消防団（個別伝達）																																																													
保健福祉部	電話又はFAX	要配慮者施設																																																													
教育委員会	電話又はFAX	学校等																																																													
担当部署	伝達手段	伝達先																																																													
総務部庶務課	北海道防災情報システムへの入力（アラート経由でマスメディアへ情報提供）	TV放送	視聴者																																																												
		ラジオ放送	聴取者																																																												
		緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話保持者																																																												
	ホームページ	PCユーザー等																																																													
	緊急速報メール	対象エリアの住民等																																																													
	登録制メール（メール@もんべつ）	登録者																																																													
	広報車	住民等（巡回ルート）																																																													
	電話又はFAX	対象地区の自主防災組織又は町内会 オホーツク総合振興局 網走開発建設部 網走地方気象台 紋別警察署																																																													
紋別地区消防組合 消防署	消防サイレン吹鳴 （大津波警報、津波警報発表時に吹鳴）	市役所庁舎、消防団庁舎（元紋別、渚滑、沼の上、小向） ※消防団庁舎（上渚滑）は必要に応じて吹鳴																																																													
	消防車 電話又はFAX	住民等（巡回ルート） 消防団（個別伝達）																																																													
保健福祉部	電話又はFAX	要配慮者施設																																																													
教育委員会	電話又はFAX	学校等																																																													

現 行	修正案	説 明
<p><b>10 避難指示の伝達文</b></p> <p>(1) 避難指示の伝達文の例 (大津波警報、津波警報が発表された場合)</p> <div data-bbox="114 236 1016 470" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。</p> <p>■こちらは、紋別市(災害対策本部)です。</p> <p>■大津波警報(または、津波警報)が発表されたため、〇時〇分に〇〇地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。</p> <p>■ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。</p> <p>※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。</p> </div> <p>【緊急速報メールの文例】</p> <div data-bbox="114 544 1016 778" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>紋別市：避難指示</p> <p>00/00 00：00</p> <p>地区：市内沿岸地区全域</p> <p>理由：大津波警報発表</p> <p>備考：沿岸部の方は、直ちに高台等へ避難し、身の安全を確保してください</p> <p>詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください</p> </div> <p>(2) 避難指示の伝達文の例 (津波注意報が発表された場合)</p> <div data-bbox="114 852 1016 1114" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。</p> <p>■こちらは、紋別市(災害対策本部)です。</p> <p>■津波注意報が発表されたため、〇時〇分に〇〇地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。</p> <p>■海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に避難してください。</p> <p>※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。</p> </div> <p>(3) 避難指示の伝達文の例 (停電や通信途絶等により津波警報等を適時受け取ることができない状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合)</p> <div data-bbox="114 1230 1016 1465" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。</p> <p>■こちらは、紋別市(災害対策本部)です。</p> <p>■津波が発生する可能性があるため、〇時〇分に〇〇地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。</p> <p>■ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。</p> <p>※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。</p> </div>	<p><b>10 避難指示(緊急)の伝達文</b></p> <p>(1) 避難指示(緊急)の伝達文の例 (大津波警報、津波警報が発表された場合)</p> <div data-bbox="1055 236 1957 395" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■こちらは、紋別市です。</p> <p>■ただいま、津波警報(大津波警報)が発表されたため、直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。</p> <p>※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。</p> </div> <p>【緊急速報メールの文例】</p> <div data-bbox="1055 544 1957 778" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>紋別市：避難指示(緊急)</p> <p>00/00 00：00</p> <p>地区：市内沿岸地区全域</p> <p>理由：大津波警報発表</p> <p>備考：沿岸部の方は、直ちに高台等へ避難し、身の安全を確保してください</p> <p>詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください</p> </div> <p>(2) 避難指示(緊急)の伝達文の例 (津波注意報が発表された場合)</p> <div data-bbox="1055 852 1957 1002" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■こちらは、紋別市です。</p> <p>■ただいま、津波注意報が発表されたため、直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。</p> <p>※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。</p> </div> <p>(3) 避難指示(緊急)の伝達文の例 (停電や通信途絶等により津波警報等を適時受け取ることができない状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合)</p> <div data-bbox="1055 1230 1957 1385" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■こちらは、紋別市です。</p> <p>■ただいま、津波が発生する可能性があるため、直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。</p> <p>※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。</p> </div>	<p>国の避難勧告等のガイドラインに基づく避難情報の名称変更</p> <p>市の実態に合わせた修正</p> <p>国の避難勧告等のガイドラインに基づく避難情報の名称変更</p> <p>国の避難勧告等のガイドラインに基づく避難情報の名称変更</p> <p>市の実態に合わせた修正</p> <p>国の避難勧告等のガイドラインに基づく避難情報の名称変更</p> <p>市の実態に合わせた修正</p>

水害編

現 行				修正案				説 明																																																																																																
<p><b>3 避難勧告等を判断する情報</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>提供元</th> <th>説明</th> <th>主な提供システム・サイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>気象庁</td> <td>大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表</td> <td>《北海道情報防災システム》 <a href="http://www.bousai-hokkaido.jp/">http://www.bousai-hokkaido.jp/</a> 《気象庁HP》</td> </tr> <tr> <td>大雨警報 (浸水害)</td> <td>気象庁</td> <td>大雨によって、重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して概ね市町村単位で発表。大雨による浸水について警戒を呼びかけるものであり、避難準備情報を発令する際の参考とする。</td> <td><a href="http://www.jma.go.jp/jma/">http://www.jma.go.jp/jma/</a> 《防災情報提供システム》 <a href="https://bosai.jmainfo.go.jp/">https://bosai.jmainfo.go.jp/</a> (ID/PW必要)</td> </tr> <tr> <td>大雨特別警報 (浸水害)</td> <td>気象庁</td> <td>大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。大雨警報(浸水害)の基準をはるかに超える大雨に対して発表されるものである。大雨特別警報(浸水害)が発表された場合、既に避難勧告が発令済みであること、或いは、避難勧告は発令されていないが災害発生の危険性が高まっていることについて、改めて呼びかけを行い、周知を図る。避難勧告の判断に際し、大雨特別警報の発表を待つべきではない。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>気象庁</td> <td>洪水によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表される。</td> <td>《北海道防災情報システム》 《気象庁HP》 《防災情報提供システム》</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>気象庁</td> <td>洪水によって、重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して概ね市町村単位で発表される。洪水予報河川・水位周知河川以外の河川周辺住宅等に対する避難の呼びかけ等の参考とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報 (洪水予報河川)</td> <td>国土交通省 北海道 気象庁</td> <td>国や北海道が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表される。</td> <td>《北海道防災情報システム》 《気象庁HP》 《防災情報提供システム》 《川の防災情報》 <a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a> 《市町村向け川の防災情報》 <a href="http://city.river.go.jp/title_city.html">http://city.river.go.jp/title_city.html</a> (ID/PW必要)</td> </tr> <tr> <td>水位到達情報 (水位周知河川)</td> <td>国土交通省 北海道</td> <td>水位周知河川及び水位周知下水道において、所定の水位に到達した場合、水位到達情報(氾濫危険情報等)が発表される。</td> <td>《市町村向け川の防災情報》</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数</td> <td>気象庁</td> <td>降った雨が下流域にどれだけ影響を与えるかを、数値で表したものを示す。</td> <td>《防災情報提供システム》</td> </tr> <tr> <td>規格化版流域雨量指数</td> <td>気象庁</td> <td>流域雨量指数を過去20年間の最大値に対する比率として表したものを示す。</td> <td>《防災情報提供システム》</td> </tr> <tr> <td>降水短時間予報</td> <td>気象庁</td> <td>6時間先までの1時間毎の降水量分布の予想。</td> <td>《気象庁HP》 《防災情報提供システム》</td> </tr> <tr> <td>府県気象情報</td> <td>気象庁</td> <td>警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の内容を補充して現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、管区気象台及び各地方気象台が適時発表される。</td> <td>《気象庁HP》 《防災情報提供システム》</td> </tr> </tbody> </table>				項目	提供元	説明	主な提供システム・サイト		大雨注意報	気象庁	大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表	《北海道情報防災システム》 <a href="http://www.bousai-hokkaido.jp/">http://www.bousai-hokkaido.jp/</a> 《気象庁HP》	大雨警報 (浸水害)	気象庁	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して概ね市町村単位で発表。大雨による浸水について警戒を呼びかけるものであり、避難準備情報を発令する際の参考とする。	<a href="http://www.jma.go.jp/jma/">http://www.jma.go.jp/jma/</a> 《防災情報提供システム》 <a href="https://bosai.jmainfo.go.jp/">https://bosai.jmainfo.go.jp/</a> (ID/PW必要)	大雨特別警報 (浸水害)	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。大雨警報(浸水害)の基準をはるかに超える大雨に対して発表されるものである。大雨特別警報(浸水害)が発表された場合、既に避難勧告が発令済みであること、或いは、避難勧告は発令されていないが災害発生の危険性が高まっていることについて、改めて呼びかけを行い、周知を図る。避難勧告の判断に際し、大雨特別警報の発表を待つべきではない。		洪水注意報	気象庁	洪水によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表される。	《北海道防災情報システム》 《気象庁HP》 《防災情報提供システム》	洪水警報	気象庁	洪水によって、重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して概ね市町村単位で発表される。洪水予報河川・水位周知河川以外の河川周辺住宅等に対する避難の呼びかけ等の参考とする。		指定河川洪水予報 (洪水予報河川)	国土交通省 北海道 気象庁	国や北海道が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表される。	《北海道防災情報システム》 《気象庁HP》 《防災情報提供システム》 《川の防災情報》 <a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a> 《市町村向け川の防災情報》 <a href="http://city.river.go.jp/title_city.html">http://city.river.go.jp/title_city.html</a> (ID/PW必要)	水位到達情報 (水位周知河川)	国土交通省 北海道	水位周知河川及び水位周知下水道において、所定の水位に到達した場合、水位到達情報(氾濫危険情報等)が発表される。	《市町村向け川の防災情報》	流域雨量指数	気象庁	降った雨が下流域にどれだけ影響を与えるかを、数値で表したものを示す。	《防災情報提供システム》	規格化版流域雨量指数	気象庁	流域雨量指数を過去20年間の最大値に対する比率として表したものを示す。	《防災情報提供システム》	降水短時間予報	気象庁	6時間先までの1時間毎の降水量分布の予想。	《気象庁HP》 《防災情報提供システム》	府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の内容を補充して現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、管区気象台及び各地方気象台が適時発表される。	《気象庁HP》 《防災情報提供システム》	<p><b>3 避難勧告等を判断する情報</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>提供元</th> <th>説明</th> <th>主な提供システム・サイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>気象庁</td> <td>大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表。</td> <td>《北海道情報防災システム》 <a href="http://www.bousai-hokkaido.jp/">http://www.bousai-hokkaido.jp/</a> 《気象庁HP》</td> </tr> <tr> <td>大雨警報 (浸水害)</td> <td>気象庁</td> <td>大雨によって、重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して概ね市町村単位で発表。大雨による浸水について警戒を呼びかけるものであり、避難準備・高齢者等避難開始を発令する際の参考とする。</td> <td><a href="http://www.jma.go.jp/jma/">http://www.jma.go.jp/jma/</a> 《防災情報提供システム》 <a href="https://bosai.jmainfo.go.jp/">https://bosai.jmainfo.go.jp/</a> (ID/PW必要)</td> </tr> <tr> <td>大雨特別警報 (浸水害)</td> <td>気象庁</td> <td>大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。大雨警報(浸水害)の基準をはるかに超える大雨に対して発表されるものである。大雨特別警報(浸水害)が発表された場合、既に避難勧告が発令済みであること、或いは、避難勧告は発令されていないが災害発生の危険性が高まっていることについて、改めて呼びかけを行い、周知を図る。避難勧告の判断に際し、大雨特別警報の発表を待つべきではない。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>気象庁</td> <td>洪水によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表される。</td> <td>《北海道防災情報システム》 《気象庁HP》 《防災情報提供システム》</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>気象庁</td> <td>洪水によって、重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して概ね市町村単位で発表される。洪水予報河川・水位周知河川以外の河川周辺住宅等に対する避難の呼びかけ等の参考とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報 (洪水予報河川)</td> <td>国土交通省 北海道 気象庁</td> <td>国や北海道が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表される。</td> <td>《北海道防災情報システム》 《気象庁HP》 《防災情報提供システム》 《川の防災情報》 <a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a> 《市町村向け川の防災情報》 <a href="http://city.river.go.jp/title_city.html">http://city.river.go.jp/title_city.html</a> (ID/PW必要)</td> </tr> <tr> <td>水位到達情報 (水位周知河川)</td> <td>国土交通省 北海道</td> <td>水位周知河川及び水位周知下水道において、所定の水位に到達した場合、水位到達情報(氾濫危険情報等)が発表される。</td> <td>《市町村向け川の防災情報》</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数</td> <td>気象庁</td> <td>降った雨が下流域にどれだけ影響を与えるかを、数値で表したものを示す。</td> <td>《防災情報提供システム》</td> </tr> <tr> <td>規格化版流域雨量指数</td> <td>気象庁</td> <td>流域雨量指数を過去20年間の最大値に対する比率として表したものを示す。</td> <td>《防災情報提供システム》</td> </tr> <tr> <td>降水短時間予報</td> <td>気象庁</td> <td>6時間先までの1時間毎の降水量分布の予想。</td> <td>《気象庁HP》 《防災情報提供システム》</td> </tr> <tr> <td>府県気象情報</td> <td>気象庁</td> <td>警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の内容を補充して現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、管区気象台及び各地方気象台が適時発表される。</td> <td>《気象庁HP》 《防災情報提供システム》</td> </tr> </tbody> </table>				項目	提供元	説明	主な提供システム・サイト	大雨注意報	気象庁	大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表。	《北海道情報防災システム》 <a href="http://www.bousai-hokkaido.jp/">http://www.bousai-hokkaido.jp/</a> 《気象庁HP》	大雨警報 (浸水害)	気象庁	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して概ね市町村単位で発表。大雨による浸水について警戒を呼びかけるものであり、避難準備・高齢者等避難開始を発令する際の参考とする。	<a href="http://www.jma.go.jp/jma/">http://www.jma.go.jp/jma/</a> 《防災情報提供システム》 <a href="https://bosai.jmainfo.go.jp/">https://bosai.jmainfo.go.jp/</a> (ID/PW必要)	大雨特別警報 (浸水害)	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。大雨警報(浸水害)の基準をはるかに超える大雨に対して発表されるものである。大雨特別警報(浸水害)が発表された場合、既に避難勧告が発令済みであること、或いは、避難勧告は発令されていないが災害発生の危険性が高まっていることについて、改めて呼びかけを行い、周知を図る。避難勧告の判断に際し、大雨特別警報の発表を待つべきではない。		洪水注意報	気象庁	洪水によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表される。	《北海道防災情報システム》 《気象庁HP》 《防災情報提供システム》	洪水警報	気象庁	洪水によって、重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して概ね市町村単位で発表される。洪水予報河川・水位周知河川以外の河川周辺住宅等に対する避難の呼びかけ等の参考とする。		指定河川洪水予報 (洪水予報河川)	国土交通省 北海道 気象庁	国や北海道が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表される。	《北海道防災情報システム》 《気象庁HP》 《防災情報提供システム》 《川の防災情報》 <a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a> 《市町村向け川の防災情報》 <a href="http://city.river.go.jp/title_city.html">http://city.river.go.jp/title_city.html</a> (ID/PW必要)	水位到達情報 (水位周知河川)	国土交通省 北海道	水位周知河川及び水位周知下水道において、所定の水位に到達した場合、水位到達情報(氾濫危険情報等)が発表される。	《市町村向け川の防災情報》	流域雨量指数	気象庁	降った雨が下流域にどれだけ影響を与えるかを、数値で表したものを示す。	《防災情報提供システム》	規格化版流域雨量指数	気象庁	流域雨量指数を過去20年間の最大値に対する比率として表したものを示す。	《防災情報提供システム》	降水短時間予報	気象庁	6時間先までの1時間毎の降水量分布の予想。	《気象庁HP》 《防災情報提供システム》	府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の内容を補充して現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、管区気象台及び各地方気象台が適時発表される。	《気象庁HP》 《防災情報提供システム》
項目	提供元	説明	主な提供システム・サイト																																																																																																					
大雨注意報	気象庁	大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表	《北海道情報防災システム》 <a href="http://www.bousai-hokkaido.jp/">http://www.bousai-hokkaido.jp/</a> 《気象庁HP》																																																																																																					
大雨警報 (浸水害)	気象庁	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して概ね市町村単位で発表。大雨による浸水について警戒を呼びかけるものであり、避難準備情報を発令する際の参考とする。	<a href="http://www.jma.go.jp/jma/">http://www.jma.go.jp/jma/</a> 《防災情報提供システム》 <a href="https://bosai.jmainfo.go.jp/">https://bosai.jmainfo.go.jp/</a> (ID/PW必要)																																																																																																					
大雨特別警報 (浸水害)	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。大雨警報(浸水害)の基準をはるかに超える大雨に対して発表されるものである。大雨特別警報(浸水害)が発表された場合、既に避難勧告が発令済みであること、或いは、避難勧告は発令されていないが災害発生の危険性が高まっていることについて、改めて呼びかけを行い、周知を図る。避難勧告の判断に際し、大雨特別警報の発表を待つべきではない。																																																																																																						
洪水注意報	気象庁	洪水によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表される。	《北海道防災情報システム》 《気象庁HP》 《防災情報提供システム》																																																																																																					
洪水警報	気象庁	洪水によって、重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して概ね市町村単位で発表される。洪水予報河川・水位周知河川以外の河川周辺住宅等に対する避難の呼びかけ等の参考とする。																																																																																																						
指定河川洪水予報 (洪水予報河川)	国土交通省 北海道 気象庁	国や北海道が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表される。	《北海道防災情報システム》 《気象庁HP》 《防災情報提供システム》 《川の防災情報》 <a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a> 《市町村向け川の防災情報》 <a href="http://city.river.go.jp/title_city.html">http://city.river.go.jp/title_city.html</a> (ID/PW必要)																																																																																																					
水位到達情報 (水位周知河川)	国土交通省 北海道	水位周知河川及び水位周知下水道において、所定の水位に到達した場合、水位到達情報(氾濫危険情報等)が発表される。	《市町村向け川の防災情報》																																																																																																					
流域雨量指数	気象庁	降った雨が下流域にどれだけ影響を与えるかを、数値で表したものを示す。	《防災情報提供システム》																																																																																																					
規格化版流域雨量指数	気象庁	流域雨量指数を過去20年間の最大値に対する比率として表したものを示す。	《防災情報提供システム》																																																																																																					
降水短時間予報	気象庁	6時間先までの1時間毎の降水量分布の予想。	《気象庁HP》 《防災情報提供システム》																																																																																																					
府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の内容を補充して現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、管区気象台及び各地方気象台が適時発表される。	《気象庁HP》 《防災情報提供システム》																																																																																																					
項目	提供元	説明	主な提供システム・サイト																																																																																																					
大雨注意報	気象庁	大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表。	《北海道情報防災システム》 <a href="http://www.bousai-hokkaido.jp/">http://www.bousai-hokkaido.jp/</a> 《気象庁HP》																																																																																																					
大雨警報 (浸水害)	気象庁	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して概ね市町村単位で発表。大雨による浸水について警戒を呼びかけるものであり、避難準備・高齢者等避難開始を発令する際の参考とする。	<a href="http://www.jma.go.jp/jma/">http://www.jma.go.jp/jma/</a> 《防災情報提供システム》 <a href="https://bosai.jmainfo.go.jp/">https://bosai.jmainfo.go.jp/</a> (ID/PW必要)																																																																																																					
大雨特別警報 (浸水害)	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。大雨警報(浸水害)の基準をはるかに超える大雨に対して発表されるものである。大雨特別警報(浸水害)が発表された場合、既に避難勧告が発令済みであること、或いは、避難勧告は発令されていないが災害発生の危険性が高まっていることについて、改めて呼びかけを行い、周知を図る。避難勧告の判断に際し、大雨特別警報の発表を待つべきではない。																																																																																																						
洪水注意報	気象庁	洪水によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表される。	《北海道防災情報システム》 《気象庁HP》 《防災情報提供システム》																																																																																																					
洪水警報	気象庁	洪水によって、重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して概ね市町村単位で発表される。洪水予報河川・水位周知河川以外の河川周辺住宅等に対する避難の呼びかけ等の参考とする。																																																																																																						
指定河川洪水予報 (洪水予報河川)	国土交通省 北海道 気象庁	国や北海道が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表される。	《北海道防災情報システム》 《気象庁HP》 《防災情報提供システム》 《川の防災情報》 <a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a> 《市町村向け川の防災情報》 <a href="http://city.river.go.jp/title_city.html">http://city.river.go.jp/title_city.html</a> (ID/PW必要)																																																																																																					
水位到達情報 (水位周知河川)	国土交通省 北海道	水位周知河川及び水位周知下水道において、所定の水位に到達した場合、水位到達情報(氾濫危険情報等)が発表される。	《市町村向け川の防災情報》																																																																																																					
流域雨量指数	気象庁	降った雨が下流域にどれだけ影響を与えるかを、数値で表したものを示す。	《防災情報提供システム》																																																																																																					
規格化版流域雨量指数	気象庁	流域雨量指数を過去20年間の最大値に対する比率として表したものを示す。	《防災情報提供システム》																																																																																																					
降水短時間予報	気象庁	6時間先までの1時間毎の降水量分布の予想。	《気象庁HP》 《防災情報提供システム》																																																																																																					
府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の内容を補充して現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、管区気象台及び各地方気象台が適時発表される。	《気象庁HP》 《防災情報提供システム》																																																																																																					

現 行					修正案					説 明
4 河川の水位と発表される洪水予報等					4 河川の水位と発表される洪水予報等					国の避難勧告等のガイドラインに基づく避難情報の名称変更
水位	指定河川洪水予報	洪水予報河川におけるレベル	水防警報	住民避難	水位	指定河川洪水予報	洪水予報河川におけるレベル	水防警報	住民避難	
	〇〇川氾濫発生情報	レベル5				〇〇川氾濫発生情報	レベル5			
堤防天端高		レベル4 (危険)		避難完了	堤防天端高		レベル4 (危険)		避難完了	
氾濫危険水位	〇〇川氾濫危険情報	レベル3 (警戒)	指示	避難勧告	氾濫危険水位	〇〇川氾濫危険情報	レベル3 (警戒)	指示	避難勧告	
避難判断水位	〇〇川氾濫警戒情報	レベル2 (注意)	出動	避難準備情報	避難判断水位	〇〇川氾濫警戒情報	レベル2 (注意)	出動	避難準備・ 高齢者等避難開始	
氾濫注意水位	〇〇川氾濫注意情報	レベル1	準備		氾濫注意水位	〇〇川氾濫注意情報	レベル1	準備		
水防団待機			待機		水防団待機			待機		



現 行			修正案			説 明
5 避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動			5 避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動			
区分	用語の意味 (根拠条項)	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動	区分	用語の意味 (根拠条項)	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動	
避難準備 情報	市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを準備してもらうために発表する情報。 (災害対策基本法第56条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(災害時)要配慮者は、立ち退き避難する。</li> <li>・立ち退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい(避難準備情報の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める。)</li> </ul>	避難準備・ 高齢者等 避難開始	市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを準備してもらうために発表する情報。 (災害対策基本法第56条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(災害時)要配慮者は、立ち退き避難する。</li> <li>・立ち退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい(避難準備・高齢者等避難開始の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める。)</li> </ul>	
避難勧告	市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告すること。 (災害対策基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する。(ただし、水位周知河川、小河川、下水道等(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水については、突発性が高く正確な事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である)</li> <li>・小河川や下水道等(避難勧告発令を対象とした場合)による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」(近隣のより安全な場所、より安全な建物等)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」(屋内でもより安全な場所へ移動)をとる。</li> </ul>	避難勧告	市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告すること。 (災害対策基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する。(ただし、水位周知河川、小河川、下水道等(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水については、突発性が高く正確な事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である)</li> <li>・小河川や下水道等(避難勧告発令を対象とした場合)による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」(近隣のより安全な場所、より安全な建物等)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」(屋内でもより安全な場所へ移動)をとる。</li> </ul>	
避難指示	市町村が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示すること。 ただし、立ち退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示すること。 (災害対策基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。</li> </ul>	避難指示 (緊急)	市町村が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示すること。 ただし、立ち退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示すること。 (災害対策基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。</li> </ul>	

現 行				修正案				説 明
6 避難勧告等の発令の判断基準				6 避難勧告等の発令の判断基準				
(避難勧告などの発令判断基準)				(避難勧告などの発令判断基準)				
区分	状況	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区	区分	状況	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区	
避難 準備 情報	日 中	① マニュアル対象河川の水位が避難判断水位に到達し、かつ、上流域の河川水位が上昇している場合 ② マニュアル対象河川の水位が避難判断水位に到達し、かつ、予想雨量や実況雨量から、引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ③ 堤防の漏水・侵食等が発見された場合	紋別市洪水ハザードマップにおける浸水想定区域	避難 準備 ・ 高 齢 者 等 避 難 開 始	日 中	① マニュアル対象河川の水位が避難判断水位に到達し、かつ、上流域の河川水位が上昇している場合 ② マニュアル対象河川の水位が避難判断水位に到達し、かつ、予想雨量や実況雨量から、引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ③ 堤防の漏水・侵食等が発見された場合	紋別市洪水ハザードマップにおける浸水想定区域	
	夜間・早朝	① 予想雨量や実況雨量から、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ② 台風等が夜間から明け方に接近、又は通過し、多量の降雨が予想される場合			夜間・早朝	① 予想雨量や実況雨量から、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ② 台風等が夜間から明け方に接近、又は通過し、多量の降雨が予想される場合		

現 行				修正案				説 明
区 分	状 況	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区	区 分	状 況	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区	
避 難 勧 告	日 中	① マニュアル対象河川の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ② マニュアル対象河川の水位が避難判断水位を超えた状態で、水位が堤防天端高を超えることが予想されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ③ 堤防の異常な漏水・侵食等が発見された場合	紋別市洪水ハザードマップにおける浸水想定区域	避 難 勧 告	日 中	① マニュアル対象河川の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ② マニュアル対象河川の水位が避難判断水位を超えた状態で、水位が堤防天端高を超えることが予想されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ③ 堤防の異常な漏水・侵食等が発見された場合	紋別市洪水ハザードマップにおける浸水想定区域	国の避難勧告等のガイドラインに基づく避難情報の名称変更
	夜間・早朝	① 判断する時刻（夕刻）で、マニュアル対象河川の水位が避難判断水位を超えた状態で、気象情報及び降水短時間予報等で、上流域で引き続き降雨が予想される場合 ② マニュアル対象河川の水位が避難判断水位を超えた状態で、台風等が夜間から明け方に接近、又は通過し、多量の降雨が予想される場合			夜間・早朝	① 判断する時刻（夕刻）で、マニュアル対象河川の水位が避難判断水位を超えた状態で、気象情報及び降水短時間予報等で、上流域で引き続き降雨が予想される場合 ② マニュアル対象河川の水位が避難判断水位を超えた状態で、台風等が夜間から明け方に接近、又は通過し、多量の降雨が予想される場合		
避 難 指 示	① マニュアル対象河川の水位が堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水・氾濫のおそれのある場合） ② 堤防の異常な漏水・侵食等の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ③ 決壊や越水・氾濫の発生又は氾濫発生情報が発表された場合 ④ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（避難対象エリアを限定する）	紋別市洪水ハザードマップにおける浸水想定区域	避 難 指 示 (緊急)	① マニュアル対象河川の水位が堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水・氾濫のおそれのある場合） ② 堤防の異常な漏水・侵食等の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ③ 決壊や越水・氾濫の発生又は氾濫発生情報が発表された場合 ④ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（避難対象エリアを限定する）	紋別市洪水ハザードマップにおける浸水想定区域			
<p>【中小河川における避難情報の判断基準】</p> <p>《避難準備情報》</p> <p>次のいずれかに該当する場合に、<u>避難準備情報</u>を発令するものとする。</p> <p>○洪水警報若しくは大雨警報（浸水害）が発表され、降り始めからの累積雨量が50mmに達し、その後もさらに雨量が増加すると見込まれる場合。</p> <p>○1時間雨量が30mmを超え、その後もさらに雨量が増加すると見込まれる場合。</p> <p>《避難勧告》</p> <p>次のいずれかに該当する場合に、<u>避難勧告</u>を発令するものとする。</p> <p>○<u>避難準備情報</u>の発令条件に加え、市巡回担当職員から住民等の避難の必要性に関する通報があった場合。</p> <p>○<u>避難準備情報</u>の発令条件に加え、浸水等の発生に関する情報が住民等から通報された場合。</p>			<p>【中小河川における避難情報の判断基準】</p> <p>《避難準備・高齢者等避難開始》</p> <p>次のいずれかに該当する場合に、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令するものとする。</p> <p>○洪水警報若しくは大雨警報（浸水害）が発表され、降り始めからの累積雨量が50mmに達し、その後もさらに雨量が増加すると見込まれる場合。</p> <p>○1時間雨量が30mmを超え、その後もさらに雨量が増加すると見込まれる場合。</p> <p>《避難勧告》</p> <p>次のいずれかに該当する場合に、<u>避難勧告</u>を発令するものとする。</p> <p>○<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令条件に加え、市巡回担当職員から住民等の避難の必要性に関する通報があった場合。</p> <p>○<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令条件に加え、浸水等の発生に関する情報が住民等から通報された場合。</p>			国の避難勧告等のガイドラインに基づく避難情報の名称変更		

現 行			修正案			説 明	
<b>9 避難勧告等の伝達方法</b> 避難勧告等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。 なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。			<b>9 避難勧告等の伝達方法</b> 避難勧告等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。 なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。			平成29年4月開始に伴う追記	
担当部署	伝達手段	伝達先	担当部署	伝達手段	伝達先		
総務部庶務課	北海道防災情報システムへの入力（Lアラート経由でマスメディアへ情報提供）	TV放送	視聴者	北海道防災情報システムへの入力（Lアラート経由でマスメディアへ情報提供）	TV放送		視聴者
		ラジオ放送	聴取者		ラジオ放送		聴取者
		緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話保持者		緊急速報メール		市内に滞在する携帯電話保持者
	ホームページ	PCユーザー等	ホームページ	PCユーザー等			
	緊急速報メール	対象エリアの住民等	緊急速報メール	対象エリアの住民等			
	登録制メール（メール@もんべつ）	登録者	登録制メール（メール@もんべつ）	登録者			
	広報車	住民等（巡回ルート）	広報車	住民等（巡回ルート）			
電話又はFAX	対象地区の自主防災組織又は町内会 オホーツク総合振興局 網走開発建設部 網走地方気象台 紋別警察署	電話又はFAX	対象地区の自主防災組織又は町内会 オホーツク総合振興局 網走開発建設部 網走地方気象台 紋別警察署				
紋別地区消防組合 消防署	消防車 電話又はFAX	住民等（巡回ルート） 消防団（個別伝達）	消防サイレン吹鳴 <u>（避難勧告又は避難指示（緊急）発令の際に吹鳴）</u>	市役所庁舎、消防団庁舎（ <u>元紋別、渚滑、上渚滑、沼の上、小向</u> ）			
保健福祉部	電話又はFAX	要配慮者施設	紋別地区消防組合 消防署	消防車 電話又はFAX	住民等（巡回ルート） 消防団（個別伝達）		
教育委員会	電話又はFAX	学校等	保健福祉部	電話又はFAX	要配慮者施設		
			教育委員会	電話又はFAX	学校等		

現 行	修正案	説 明
<p><b>10 避難勧告等の伝達文</b></p> <p>(1) <u>避難準備情報</u>の伝達文の例</p> <div data-bbox="114 272 1021 611" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送、緊急放送、<u>避難準備情報</u>発令。</li> <li>■こちらは、紋別市（災害対策本部）です。</li> <li>■〇〇川の水位が避難判断水位に到達したため、〇時〇分に〇〇町〇〇丁目に〇〇川に関する<u>避難準備情報</u>を発令しました。</li> <li>■〇〇町〇〇丁目にお住まいの方は気象情報に注視し、心配な場合、危険だと思う場合は、迷わず避難して下さい。</li> <li>■高齢の方、障がいのある方、小さい子供をお連れの方などは、避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。</li> </ul> </div> <p>(2) <u>避難勧告</u>の伝達文の例</p> <div data-bbox="114 687 1021 922" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送、緊急放送、<u>避難勧告</u>発令。</li> <li>■こちらは、紋別市（災害対策本部）です。</li> <li>■〇〇川の水位が氾濫のおそれのある水位に達したため、〇時〇分に〇〇町〇〇丁目に〇〇川に関する<u>避難勧告</u>を発令しました。</li> <li>■〇〇町〇〇丁目付近にお住まいの方は、指定緊急避難場所へ避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。</li> </ul> </div> <p>(3) <u>避難指示</u>の伝達文の例</p> <div data-bbox="114 999 1021 1374" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送、緊急放送、<u>避難指示</u>発令。</li> <li>■こちらは、紋別市（災害対策本部）です。</li> <li>■〇〇川の水位が堤防の高さを超えるおそれがあるため、〇時〇分に〇〇町〇〇丁目に〇〇川に関する<u>避難指示</u>を発令しました。</li> <li>■未だ避難していない方は、直ちに避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。</li> <li>■〇〇地区で堤防から水が溢れ出しました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。 〇〇地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。</li> </ul> </div>	<p><b>10 避難勧告等の伝達文</b></p> <p>(1) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の伝達文の例</p> <div data-bbox="1055 272 1962 611" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送、緊急放送、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>発令。</li> <li>■こちらは、紋別市（災害対策本部）です。</li> <li>■〇〇川の水位が避難判断水位に到達したため、〇時〇分に〇〇町〇〇丁目に〇〇川に関する<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令しました。</li> <li>■〇〇町〇〇丁目にお住まいの方は気象情報に注視し、心配な場合、危険だと思う場合は、迷わず避難して下さい。</li> <li>■高齢の方、障がいのある方、小さい子供をお連れの方などは、避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。</li> </ul> </div> <p>(2) <u>避難勧告</u>の伝達文の例</p> <div data-bbox="1055 687 1962 922" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送、緊急放送、<u>避難勧告</u>発令。</li> <li>■こちらは、紋別市（災害対策本部）です。</li> <li>■〇〇川の水位が氾濫のおそれのある水位に達したため、〇時〇分に〇〇町〇〇丁目に〇〇川に関する<u>避難勧告</u>を発令しました。</li> <li>■〇〇町〇〇丁目付近にお住まいの方は、指定緊急避難場所へ避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。</li> </ul> </div> <p>(3) <u>避難指示（緊急）</u>の伝達文の例</p> <div data-bbox="1055 999 1962 1374" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送、緊急放送、<u>避難指示</u>発令。</li> <li>■こちらは、紋別市（災害対策本部）です。</li> <li>■〇〇川の水位が堤防の高さを超えるおそれがあるため、〇時〇分に〇〇町〇〇丁目に〇〇川に関する<u>避難指示</u>を発令しました。</li> <li>■未だ避難していない方は、直ちに避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。</li> <li>■〇〇地区で堤防から水が溢れ出しました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。 〇〇地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。</li> </ul> </div>	<p>国の避難勧告等のガイドラインに基づく避難情報の名称変更</p> <p>国の避難勧告等のガイドラインに基づく避難情報の名称変更</p>

# 高潮災害編

現 行			修 正 案			説 明
4 避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動			4 避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動			
区 分	用語の意味 (根拠条項)	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動	区 分	用語の意味 (根拠条項)	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動	
避難準備 情報	市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを準備してもらうために発表する情報。 (災害対策基本法第56条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(災害時)要配慮者は、立ち退き避難する。</li> <li>・立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい(避難準備情報の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める。)</li> </ul>	避難準備・ 高齢者等 避難開始	市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを準備してもらうために発表する情報。 (災害対策基本法第56条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(災害時)要配慮者は、立ち退き避難する。</li> <li>・立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい(避難準備・高齢者等避難開始の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める。)</li> </ul>	
避難勧告	市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告すること。 (災害対策基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高潮災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」(近隣のより安全な場所、より安全な建物等)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」(屋内でもより安全な場所へ移動)をとる。</li> </ul>	避難勧告	市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告すること。 (災害対策基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高潮災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」(近隣のより安全な場所、より安全な建物等)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」(屋内でもより安全な場所へ移動)をとる。</li> </ul>	
避難指示	市町村が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示すること。 ただし、立ち退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示すること。 (災害対策基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。</li> </ul>	避難指示 (緊急)	市町村が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示すること。 ただし、立ち退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示すること。 (災害対策基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。</li> </ul>	

現 行			修正案			説 明
<b>5 避難勧告等の発令の判断基準</b> 避難勧告等の発令の判断基準は次のとおりとする。			<b>5 避難勧告等の発令の判断基準</b> 避難勧告等の発令の判断基準は次のとおりとする。			
区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対 象 地 区	区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対 象 地 区	国の避難勧告等のガイドラインに基づく避難情報の名称変更
避 難 準 備 情 報	高潮注意報が発表されている状況であり、なおかつ次のいずれかに該当する場合 ① 警報に切り替える可能性が言及され、かつ、各種気象情報等において波浪等の影響により被害が想定される場合 ② 台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合。	紋別市地域防災計画 付属資料 5-2「津波災害に関する避難先」に記載の避難勧告対象地区	避 難 準 備 ・ 高 齢 者 等 避 難 開 始	高潮注意報が発表されている状況であり、なおかつ次のいずれかに該当する場合 ① 警報に切り替える可能性が言及され、かつ、各種気象情報等において波浪等の影響により被害が想定される場合 ② 台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合。	紋別市地域防災計画 付属資料 5-2「津波災害に関する避難先」に記載の避難勧告対象地区	
避 難 勧 告	① 高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 ② 高潮注意報が発表され、当該注意報に、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が言及される場合（実際に警報基準の潮位に達すると予想される時間帯については、気象警報等に含まれる注意警戒期間及び防災情報提供システムの潮位観測情報を参考） ③ 高潮注意報が発表されており、当該注意報から警報に切り替える可能性が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合（暴風により避難が困難となる前に発令する） ④ 「中心気圧が930hPa以下又は最大風速が50m/s以上」級の台風や同程度の温帯低気圧が接近、又は上陸の24時間程度前から特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報等により周知された場合		避 難 勧 告	① 高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 ② 高潮注意報が発表され、当該注意報に、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が言及される場合（実際に警報基準の潮位に達すると予想される時間帯については、気象警報等に含まれる注意警戒期間及び防災情報提供システムの潮位観測情報を参考） ③ 高潮注意報が発表されており、当該注意報から警報に切り替える可能性が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合（暴風により避難が困難となる前に発令する） ④ 「中心気圧が930hPa以下又は最大風速が50m/s以上」級の台風や同程度の温帯低気圧が接近、又は上陸の24時間程度前から特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報等により周知された場合		国の避難勧告等のガイドラインに基づく避難情報の名称変更
避 難 指 示	① 潮位が高潮警報基準に達し、かつ、波浪警報が発表され被害が発生するおそれが予想される場合 ② 海岸堤防等が倒壊した場合 ③ 水門、陸閘の異常（水門、陸閘を閉めなければいけない状況で、閉まらない場合等）が確認された場合 ④ 異常な越波・越流が発生した場合		避 難 指 示 ( 緊 急 )	① 潮位が高潮警報基準に達し、かつ、波浪警報が発表され被害が発生するおそれが予想される場合 ② 海岸堤防等が倒壊した場合 ③ 水門、陸閘の異常（水門、陸閘を閉めなければいけない状況で、閉まらない場合等）が確認された場合 ④ 異常な越波・越流が発生した場合		

現 行	修正案	説 明
<p><b>9 避難勧告等の伝達文</b></p> <p>(1) <u>避難準備情報</u>の伝達文の例</p> <p>■緊急放送、緊急放送、<u>避難準備情報</u>発令。</p> <p>■こちらは、紋別市（災害対策本部）です。</p> <p>■〇時〇分の気象庁発表の台風情報により、台風〇号の暴風域は〇時間以内に紋別市にかかり、最大潮位が〇. 〇mと予想されたため、〇時〇分に〇〇町〇〇丁目に高潮災害に関する<u>避難準備情報</u>を発令しました。</p> <p>■当該地域にお住まいの方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思う場合は、直ちに〇〇（指定緊急避難場所名）に避難してください。</p> <p>■高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方などは、予め定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。</p> <p>(2) 避難勧告の伝達文の例</p> <p>■緊急放送、緊急放送、<u>避難勧告</u>発令。</p> <p>■こちらは、紋別市（災害対策本部）です。</p> <p>■高潮警報（又は高潮特別警報）が発表され浸水被害の可能性が高まっているため、〇時〇分に〇〇町〇〇丁目に高潮災害に関する<u>避難勧告</u>を発令しました。</p> <p>■〇〇町〇〇丁目の方は、直ちに指定緊急避難場所へ避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。</p> <p>(3) 避難指示の伝達文の例</p> <p>■緊急放送、緊急放送、<u>避難指示</u>発令。</p> <p>■こちらは、紋別市（災害対策本部）です。</p> <p>■高潮による浸水被害が発生するおそれがあるため、〇時〇分に〇〇町〇〇丁目に高潮災害に関する<u>避難指示</u>を発令しました。</p> <p>■未だ避難していない方は、最寄りの高い建築物等へ直ちに避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。</p> <p>■現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇町〇〇丁目を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物などに避難してください。</p>	<p><b>9 避難勧告等の伝達文</b></p> <p>(1) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の伝達文の例</p> <p>■緊急放送、緊急放送、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>発令。</p> <p>■こちらは、紋別市（災害対策本部）です。</p> <p>■〇時〇分の気象庁発表の台風情報により、台風〇号の暴風域は〇時間以内に紋別市にかかり、最大潮位が〇. 〇mと予想されたため、〇時〇分に〇〇町〇〇丁目に高潮災害に関する<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令しました。</p> <p>■当該地域にお住まいの方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思う場合は、直ちに〇〇（指定緊急避難場所名）に避難してください。</p> <p>■高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方などは、予め定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。</p> <p>(2) 避難勧告の伝達文の例</p> <p>■緊急放送、緊急放送、<u>避難勧告</u>発令。</p> <p>■こちらは、紋別市（災害対策本部）です。</p> <p>■高潮警報（又は高潮特別警報）が発表され浸水被害の可能性が高まっているため、〇時〇分に〇〇町〇〇丁目に高潮災害に関する<u>避難勧告</u>を発令しました。</p> <p>■〇〇町〇〇丁目の方は、直ちに指定緊急避難場所へ避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。</p> <p>(3) 避難指示 <u>(緊急)</u>の伝達文の例</p> <p>■緊急放送、緊急放送、<u>避難指示</u>発令。</p> <p>■こちらは、紋別市（災害対策本部）です。</p> <p>■高潮による浸水被害が発生するおそれがあるため、〇時〇分に〇〇町〇〇丁目に高潮災害に関する<u>避難指示</u>を発令しました。</p> <p>■未だ避難していない方は、最寄りの高い建築物等へ直ちに避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。</p> <p>■現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇町〇〇丁目を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物などに避難してください。</p>	<p>国の避難勧告等のガイドラインに基づく避難情報の名称変更</p> <p>国の避難勧告等のガイドラインに基づく避難情報の名称変更</p>